

DanDan 普通預金規定

1. 本規定の適用

DanDan 普通預金規定（以下、「本規定」といいます。）は、株式会社山陰合同銀行（以下、「当行」といいます。）の DanDanBANK（当行において支店名称に「DANDAN」が付く全ての支店を総称し、そのうちお客さまが預金口座を保有する支店を以下、「当店」といいます。）で開設される普通預金についての当行の取扱いを規定したものです。この預金については、通帳・証書等は発行されず、DanDanBANK 以外の当行の本支店で開設される普通預金に適用される「普通預金規定」の適用はありません。

2. 口座の開設

この預金口座は、お客さま一人につき 1 口座のみ開設することができます。

3. 取引方法

この預金は、DanDanBANK アプリその他当行の指定する方法により取引を行うことができます。

4. 預金の受入れ

(1)この預金口座には、為替による振込金、セブン銀行の A T M（以下、「A T M」といいます。）からの現金、または当店に開設されているお客さまご本人名義の他の預金口座からの振替金を受入れます。ただし、この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるときには、受入れをお断りする場合があります。

(2)この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

(3)この預金口座には、原則、当行本支店窓口での現金による受入れはできません。

(4)この預金口座には、手形、小切手、配当金領収証その他の証券類の受入はできません。

5. 預金の払戻し

(1)この預金の払戻しは、A T Mからの現金の払戻し、当行に開設されているお客さまご本人名義の他の預金口座への振込、他のお客さま名義の口座宛または他行宛の振込、または当行所定の手続きによる各種料金などの口座振替によります。

(2)この預金を払戻すときは、当行所定の手続にしたがい A T Mや DanDanBANK アプリから送信された A T M暗証番号、パスワード等が、あらかじめ当行に届出られたものと一致した場合に限り取扱います。

(3)この預金は、原則、当行本支店窓口での現金による払戻しはできません。

(4)お客さまが、同日にこの預金から複数件の払戻しの依頼をする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを払戻すかは当行の任意とします。

(5)当行が別に定める時限以降に預金口座に受入した資金は、入金日における各種料金等の自動支払には充当しません。

6. 利息

この預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日に、毎日の当行ホームページに掲載する所定の利率によって計算のうえこの預金へ組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更し、変更日以降の利息は、変更後の利率によって計算します。

7. 取引の制限等

(1)当行は、お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2)1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3)第1項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4)前三項に定めるいずれの取引の制限についても、お客さまからの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

8. 預金の解約

(1)この預金口座を解約する場合には、当行所定の手続きを行ってください。

(2)次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所、メールアドレス等にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②お客さまが本規定その他の当行が定めた各取引規定に違反した場合

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3)この預金口座は、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ①お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または後記AからEまでのいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③お客さまが、自らまたは第三者を利用して後記AからEまでのいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前記AからDに準ずる行為

(4)この預金が、当行が別途表示する一定の期間お客さまによる利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、またはお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。

(5)前三項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当行に申出てください。この場合、当行は必要な書類等の提出を求め、また、相当の期間をおくこと、または保証人を求めることがあります。

9. 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺

(1)この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行が別途指定する方法により、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務があり、それがお客さまの当行に対する債務である場合には当該債務から、またそれが第三者の当行に対する債務でお客さまが保証人となっている場合にはお客さまの当該保証債務から相殺されるものとします。

②前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担

保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4)前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. 未利用口座管理手数料

(1)当行が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本手数料以外の払戻がない場合は、当行が定める未利用口座管理手数料をいただきます。

(2)未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当行所定の方法により引落とします。

(3)預金残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、預金残高全額を未利用口座管理手数料の一部に充当のうえ、口座を解約します。解約にあたっては、お客さまへの個別の通知を行わないことがあります。

11. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、DanDanBANK 取引規定、DanDanBANK アプリ利用規定等の各規定により取扱います。本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

12. 規定等の変更

(1)本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

13. 準拠法・裁判所管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上
預 782 (2024.10 制)